

水俣市南部もやい直しセンター施設使用料の改定について

施設使用料については、もやい直しセンター開設以来、長年にわたって据え置いてきたところですが、物価上昇等を踏まえ、このたび、利用者負担の適正化や公費負担の公平性の見地から、施設使用料の見直しを行いました。

なお、設備と冷暖房料については据え置きいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、詳細については、水俣市南部もやい直しセンターまでお問い合わせください。

改定時期 令和3年10月1日以降の使用分から新料金を適用します。

使用料改定額一覧

水俣市南部もやい直しセンター（電話62-2111）

室名	使用料		冷暖房料		
	現行額	改正額	現行額	改正額	
施設区分	集会室	150	200	200円	変更なし
	談話室A（和室）	100	150	100円	
	談話室B（洋室）	100	変更なし	100円	
	厨房	250	300	100円	